

大竹市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和9年度及び令和10年度において、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について、次のとおり定めた。

令和8年9月30日

大竹市長 福田 弘 美

1 入札参加資格

別表第1左欄に掲げる区分について、次の事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

(2) 主観的審査事項

- ア 市が発注した建設工事の完成工事成績
- イ 市が行った指名除外の状況
- ウ 市が発注した建設工事における下請負の制限の状況
- エ 市が発注した建設工事における暴力団排除のための契約制限の状況
- オ 建設業労働災害防止協会への加入状況
- カ 障害者雇用の状況

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 別表第1右欄に掲げる建設工事の種類について、法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- ウ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（1（1）で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者
- エ 経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がないもの
- オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税並びに大竹市に納付すべき市税等の滞納がある者

カ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過しているものを除く。

キ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

ク 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者

(ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（広島県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）及び申請を行う者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）で行うものとする。ただし、別表第1左欄に掲げる造園工事に資格申請する者であつて市内に本店を有するものは、窓口申請を行うことができる。

ア 電子申請

(ア) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2の第1項、第4項から第6項まで及び第9項の添付書類は、別に入札参加資格審査システムにより大竹市建設部監理課に提出するものとする。

(イ) 申請期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月20日（金）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

に記録させ、かつ、令和８年１１月２日から（月）令和８年１２月４日（金）までに別に提出すべき添付書類を監理課に到達させなければならない（期日までに申請を完了しない場合は、申請全体を無効とする。）。

なお、追加申請期間は、別に告示する。

イ 窓口における申請

（ア） 申請方法

入札参加資格審査申請書（建設工事等）及び別表第２に掲げる添付書類を監理課に持参又は郵送等により申請を行うものとする。

（イ） 申請期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月４日（金）までとし、その経過後は市長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

なお、追加申請期間は、別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請については、市長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、市ホームページで公表する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和９年度及び令和１０年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和１１年度以降についても、その取消しの日から２４か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和１１年５月３１日まで有効とする。ただし、令和１１年６月１日以後においても令和１１年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和１１年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第 1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事

解体工事	解体工事
------	------

別表第 2

添付書類	説 明	様式番号
1 変更等届出送信完了兼受付票	県への電子申請の最後の送信完了画面の写し	
2 建設業許可申請書の写し	許可の手続き中の場合のみ提出するもの	
3 経営事項審査総合 評価値請求書の写し	県内業者かつ受審請求手続き中の 場合のみ提出するもの	
4 委任状	代表取締役などから支店長など に対する委任事項が記載されたもの	様式第 1 号
5 誓約書		様式第 2 号
6 建設技術職員名簿		様式第 3 号
7 大竹市発行の納税 証明書の写し	「市税等について滞納の税額が ない」旨の記載がある納税証明書の 写し	
8 税務署発行の納税 証明書の写し	消費税及び地方消費税の「未納の ないことの証明書」の写し	
9 納税確認同意書		様式第 4 号
10 建設業労働災害 防止協会への加入を 証する書面の写し	加入者のみ提出するもの	
11 障害者雇用状況 報告書の写し（障害者 雇用義務のある者）又 は障害者の雇用状況 を確認できる書類（障 害者手帳等）の写し （障害者雇用義務の ない者）	県内業者のみ提出するもの	

1 2 建設業許可承継 の認可通知書の写し	組織再編後に経営事項審査の決定 通知を受けていない者のみ提出す るもの	
--------------------------	---	--

注1 第2項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直近に申請した許可官庁の受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する様式第1号、別紙1及び別紙2（2）をいう。）の写しを提出すること。

2 第3項に定める書類については、審査結果の請求手続中に限り、直近に申請した許可官庁の受付印のある経営事項審査総合評定値請求書（規則第19条の7第2項に規定する様式第25号の14、別紙1、別紙2及び別紙3をいう。）の写しを提出すること。

3 第4項及び第5項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成すること。また、第7項及び第8項に定める書類については、資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

4 第11項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、同法第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のあるものをいう。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用しているものをいう。